

恵 珠 苑 指定訪問介護事業所

運 営 規 程

《指定居宅サービス事業用》

社会福祉法人 優 輝 会

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人優輝会が行う指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業（以下「事業」という。）は、要介護者からの依頼を受けて、当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定訪問介護の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業を運営するにあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に務める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 恵珠苑 指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 長崎市田上2丁目15番12号（特別養護老人ホーム恵珠苑1階）

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名（兼務）
管理者の職務は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に事業の運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 2名以上（兼務1名）
サービス提供責任者は、訪問介護員等のうち、次のいずれかに該当する者から選任する。
 - ① 介護福祉士。
 - ② 介護職員実務者研修を修了した者。
サービス提供責任者の職務は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する他、次の業務を行う。
 - ア 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行う。
 - イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
 - ウ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る。

- エ 訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や、服薬状況等に係わる気づきを居宅介護支援事業者等のサービス関係者と情報を共有する。
- オ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。
- カ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。
- キ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。
- ク 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する。
- ケ その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施する。

(3) 訪問介護員等 4名以上

訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上を配置する。

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる他、次の業務を行う。

- ① サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行う。
- ② 上記(2)ーオに規定するサービス提供責任者からの情報伝達を受ける。
- ③ 上記(2)ークに規定するサービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受ける。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) その他

- ① 営業日及び営業時間については、特別の需要がある場合は、この限りではない。
- ② 利用者等からの電話による相談については、24時間常時連絡が可能な体制をとることとする。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

ただし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護に関すること

食事の介護、排せつの介護、衣服着脱の介護、入浴の介護、身体の清拭、洗髪その他必要な身体介護。

- (2) 生活援助に関すること

調理、衣服の洗濯、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等との連絡その他必要な家事。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長崎市（旧香焼町・旧伊王島町・旧高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧三和町・旧琴海町を除く）とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業者は、虐待防止を重視し、安全な環境を提供する。

- 2 虐待防止委員会を設立し、おおむね半年に1回以上の会議と報告プロセスを確立する。
- 3 虐待の種類と兆候についての指針を策定し、従業者に普及させる。
- 4 従業者に対する虐待防止のための研修プログラムを設ける。
- 5 匿名報告の仕組みを提供し、報告者を保護するための措置を明示する。
- 6 虐待報告の進捗状況を関係者に通知し、適切な対応をとる。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を確保するとともに、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 4 事業所は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 5 この規程に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人優輝会と事業所の管理者との協議に基づいて別に規定するものとする。
- 6 事業所は介護サービス等に関わる記録を整備し、居宅介護サービスの契約が完結してから5年間保存するものとする。
- 8 事業所は、介護サービス計画等の作成、変更に関し、計画作成者に対して利用者に不要なサービスを位置づけるよう求める事その他の不当な働きかけを行なわないものとする。
- 9 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 15 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 16 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 16 年 8 月 20 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 17 年 1 月 4 日	一部改正	(事業実施地域)
平成 17 年 3 月 1 日	一部改正	(通常の事業の実施地域を越えての指定訪問介護削除)
平成 17 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 17 年 7 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 18 年 4 月 1 日	一部改正	(サービス提供責任者及び訪問介護員等の職務 通常の実業の実施地域)
平成 19 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 20 年 1 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 20 年 8 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 21 年 4 月 1 日	一部改正	(サービス提供責任者の常勤・非常勤の別)
平成 22 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 23 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 24 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の員数)
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正	(サービス提供責任者の員数・常勤数・兼務廃止)
平成 26 年 4 月 1 日	一部改正	(サービス提供責任者の員数・従業者の員数)
平成 27 年 4 月 1 日	一部改正	(従業員の員数)
平成 27 年 8 月 1 日	一部改正	(負担割合変更に伴うサービス利用料の変更)
平成 28 年 4 月 1 日	一部改正	(従業員の員数) (割合変更に伴うサービス利用料の変更) (その他運営に関する重要事項)
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正	(従業員の員数)
平成 29 年 8 月 1 日	一部改正	(従業員の員数) (割合変更に伴うサービス利用料の変更) (その他運営に関する重要事項)
平成 30 年 4 月 1 日	一部改正	(従業者の職種、員数及び職務の内容)
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正	(その他運営に関する重要事項)
令和元年 12 月 1 日	一部改正	(従業員の員数)
令和 2 年 6 月 1 日	一部改正	(従業員の員数)
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正	(従業員の員数) (その他運営に関する重要事項)
令和 5 年 4 月 1 日	一部改正	(従業員の員数)
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正	(従業員の員数)(虐待防止のための措置に関する事項) (その他運営に関する重要事項)